

小曾木地区の人口と世帯 (令和4年3月1日現在)  
人口 3,265 人 世帯数 1,815 世帯 男 1,587 人 女 1,678 人

## ごみカレンダーの配布

令和4年度のごみ収集カレンダーを環境美化委員がご自宅に配布いたします。

順番に配布するため、お手元に届く日に差が出る場合がありますのでご承知ください。

3月22日を過ぎても届かない場合は、清掃リサイクル課へご連絡いただくか、市民センターでもお渡しできる他、市ホームページにも掲載しております。

問合せ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

## 宝くじ助成金による地域づくり

宝くじ社会貢献広報事業として(一財)自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業を活用し、第6支会内の自治会へ会議用テーブルや椅子、テント等の備品を配布した他、小曾木市民センター体育館のスロープの整備を行いました。



## バイク・軽自動車等の名義変更や廃車手続

軽自動車やバイクにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。車検切れなどで乗っていないなくても登録してナンバーが発行されていると課税されますので、名義や住所の変更、廃車等は3月中にお手続きを済ませるようにお願いします。

### ★手続が必要な場合の一例

- ・車両を譲渡した
- ・青梅市外へ転出する
- ・車両が盗難や解体などでなくなった など

### ★登録や廃車のときは申告をお忘れなく

譲渡や廃車など、バイクや軽自動車を処分した場合にも軽自動車税の申告が必要です。

特に個人間での譲渡の後に申告をせずに4月1日を過ぎてしまい、すでに所有者でないにも関わらず課税されてしまうトラブルがありますので、忘れずに申告を行ってください。

### ★手続・問合せ先一覧

- ・バイク (125cc以下) 市役所1階市民税課
- ・バイク (125cc超) 東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所 (電話 050-5540-2034)
- ・軽自動車 軽自動車検査協会八王子支所 (電話 050-3816-3103)

## 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困難な方へ支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付します。支給額は1世帯10万円で、受給には申請が必要です。

対象 ①令和3年度住民税非課税世帯 ②家計急変世帯(※)

※新型コロナウイルス感染症の影響で世帯員全員の年収見込額が住民税非課税世帯と同等以下となった世帯

申請方法 ①対象世帯に「青梅市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金確認書」が送付されるので必要事項を記入し返送してください。  
②対象になると思われる方は下記担当にご相談ください。

問合せ 給付金について 新型コロナウイルス感染症対策給付金担当  
住民税や申告について 市民税課市民税係